

第22回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	
平成26年2月6日	資料8

興行場営業の振興指針（案）

新旧対照表

とした複数のスクリーンを有する映画館(以下「シネマコンプレックス」という。)の増加等により、スクリーン数は、平成15年末の2,681スクリーンから平成25年末には3,318スクリーンと増加傾向にある。スクリーン数の増加は、シネマコンプレックスの増加によるところが大きく、5スクリーン以上を有するシネマコンプレックスのスクリーン数は10年前と比較して1,298スクリーンの増となっており、全スクリーンの84%を占めるまでに至っている(一般社団法人日本映画制作者連盟統計による。)。他方、興行場(映画館)の許可を受けた施設数は、1,539施設(平成24年度末)であり、10年前と比較して381施設の減となっている(厚生労働省『衛生行政報告例』による)。このような短期間でのシネマコンプレックスの増加に伴い、競争も激化し、既存の単独スクリーンの映画館(以下「単独館」という。)の閉館を招くなどの影響も生じている。経営上の課題としては(複数回答)、「客数の減少」が86.2%と最も多くあげており、次いで、「施設・設備の老朽化」が34.1%、「光熱費の上昇」が27.2%、「客単価の減少」が17.5%、「映画料・原材料費の上昇」が10.6%となっている(厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による)。

二 消費動向

1 世帯あたり(2人以上の世帯)の映画・演劇等入場料の支出(平成24年)は6,137円で、10年前と比較して403円の増となっている(総務省『家計調査年報』による)。

映画館入場者数(平成25年)は155,888千人で、10年前と比較して6,459千人の減となっている(一般社団法人日本映画制作者連盟統計による)。

また、総務省『平成23年社会生活基本調査』によれば、映画鑑賞をしている者は年に5～9日以上が男性で10.7%、女性で13.9%である一方、年に映画鑑賞を全く行わない者は男性で69.0%、女性で62.1%にも及んでおり、鑑賞頻度の高い層と低い層の二極化の状況もみられる。

三 事業者の考える今後の経営方針

事業者の考える今後の経営方針としては(複数回答)、「新しい映像技術の導入」が52.8%、「接客サービスの充実」が47.2%、「施設・設備の改装」が35.4%、「広告・宣伝等の強化」が32.1%、「飲食メニューの工夫」が27.6%、「感謝デー等の行事の開催」が15.0%、「営業時間の変更」が11.4%となっている(厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による)。

第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立された興行場営業の組合(平成25年12月末現在で45都道府県で設立)においては、前期の興行場営業の振興指針(平成21年厚生労働省告示第40号)を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全5ヵ年(うち4ヵ年終了時である平成24年度末)に実施した自己評価は次の表のとおりである。

なお、国による予算措置（補助金）については、政策的の達成状況の検証及び事業の適切な実施の観点から、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策審査・評価会」において、審査から評価まで一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況について評価を行う必要がある。

当該振興計画の実現に向けて、組合及び連合会においては、振興指針、振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入営業者への加入勧誘及び組合未結成地域の営業者への組合結成の支援を図ることが期待されている。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市への営業の許可申請、届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供等の取組の実施が求められる。

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価
(単位：%)

事業名	達成	概ね達成	主な事業
1 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	11%	35%	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理等に関する講習会の開催 衛生管理マニュアル作成・配布
2 施設及び設備の改善に関する事業	0%	17%	<ul style="list-style-type: none"> 改装やデジタル化対応の設備の導入投資が見られる
3 利用者の利益の増進に関する事業	20%	59%	<ul style="list-style-type: none"> 各種マニュアルの作成 中高生等の映画教室の開催 映画サービステーマの実施
4 経営管理の合理化及び効率化に関する事業	33%	41%	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理講習会、経営相談会の開催 映画盗撮防止セミナーの開催
5 営業者及び従業員の技術の改善向上に関する事業	22%	48%	<ul style="list-style-type: none"> 講習会の開催 接客マニュアルの作成・配布
6 配給会社等との良好	26%	28%	<ul style="list-style-type: none"> 関係業界との情報交換

	関係の構築に関する事業	会の開催
7	事業の共同化及び協業化に関する事業	15%
8	従業者の福祉の充実に関する事業	6%
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	22%
10	環境の保全及び省エネルギーの強化に関する事業	13%
11	少子・高齢化社会への対応に関する事業	13%
12	地域との共生に関する事業	20%
		24%
		33%
		50%
		28%
		13%
		48%

第三 興行場営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割
 興行場営業の営業者は、娯楽・文化の身近な担い手として、国民生活を豊かにする上で欠かせない役割を果たしてきてきた。映画は、鑑賞者に楽しさをもたらし、感動や安らぎ、興味、関心を喚起し、学習の機会をええ、こうした重要な役割を興行場営業が引き続き担い、国民生活の豊かさの向上に貢献できよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対処しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。特に、娯楽の多様化、家庭用DVD・ブルーレイ、パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等が普及する中で、他の娯楽との競争に打ち勝ち、映画を発展させるためには、業界を挙げた対応が求められる。また、少子高齢化が進む中で、地域で身近で手軽な娯楽サービスとして年齢や障害の有無に関わらず、全ての国民が楽しめる拠点としての機能を積極的に担っていくことが期待される。特に、単独館の多くは中心市街地に立地しており、中心市街地の娯楽機能や賑わいの維持の観点からもその活性化が重要であり、地域のニーズを踏まえ独自性を発揮するなどの対応が期待される。

第一 一 営業の振興の目標に関する事項

興行場営業を取り巻く環境
 興行場営業は、国民生活における身近な娯楽を提供するものとして、その地位を保ってきたところである。その施設数及び入場者数は、昭和30年代半ばのピーク時から平成7、8年頃にかけて、娯楽の多様化、テレビ、家庭用ビデオ、パーソナルコンピュータ、家庭用ゲーム機、衛星放送等の普及により、長期間減少傾向にあったが、近年、邦画を中心とした話題作の増加、郊外地域を中心とした複数のスクリーンを有する映画館(以下「シネマコンプレックス」という。)の増加等により、スクリーン数は、平成13年末の2,585スクリーンから平成19年末には3,221スクリーンと漸増傾向にある。その実情をみると、シネマコンプレックスは短期間のうちに全スクリーンの数の75パーセントを超える勢いで増加しているが、それによって競争の激化を招き、周辺地域の既存の単独スクリーンの映画館(以下「単独館」という。)の閉館が相次ぐなど大きな影響が生じている。また、興行収入は、平成13年度から2千億円前後を推移しているが、スクリーンの数の増加に伴い、1スクリーンの年間興行収入は、平成13年度以降年々減少している。一方、平成18年に邦画の興行収入が洋画の興行収入を21年ぶりに超えて邦画の頑張りが見られるが、この中にはテレビ番組と連携した話題作もあつた。なお、映画の入場者数は、映画作品の優劣に左右され、ヒット作品の有無により経営環境に影響するも

二 今後5年間（平成26年度から平成30年度末まで）における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

興行場営業は、一時に不特定多数の利用者を密閉性の高い施設に長時間収容して行うという営業形態上の特殊性を有している。利用者の安全衛生を確保するために、適切な空調設備の整備と、消毒・清掃の励行や洗面所等汚染されやすい区画の消毒等清潔で安全な環境の維持に努めることは、営業者の責務である。また、病原性が高い新型コロナウイルスや同様に危険性のある新感染症が発生した場合には、経済への影響を最小化する観点から、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づいて、営業者の責務に適切かつ迅速に対応することを目指す。

事業者の問題や業界全体に対する信頼の低下、国民の健康被害やこれに伴う社会的影響、組合員、非組合員、双方向の向上を図る継続的な取り組み、衛生水準の普及啓蒙や適切な指導及び支援の求められ、零細な事業者は重要な公衆衛生情報の把握が困難となる場合があるため、これら事業者に対する組合加入の促進や公衆衛生情報の提供が円滑に行われることが期待される。

2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献

映画は古くから国民の間で定着した代表的な娯楽であるが、家庭でも楽しめる娯楽が増加するなど、娯楽の多様化が進んでいる。映画的な要素が、消費者にとっても、娯楽作品に収益が大きい左右する要素として、消費者のニーズを的確に把握し、消費者が望む映画を快適な環境で鑑賞できるように魅力的な施設づくりを進める必要がある。

映画人口の底上げを図るため、家庭では体験できない映画館ならではの大画面・高音質・臨場感を観客と同時に共有できるといった映画館の魅力を生かして訴求していくことが業界の課題といえる。

のである。邦画、洋画を問わずヒット作品の出現が期待される。今後5年間（平成25年度末まで）における営業の振興の目標

興行場営業は、一時に不特定多数の利用者を密閉性の高い施設に長時間収容して行うという営業形態上の特殊性を有している。利用者の安全衛生を確保するために、適切な空調設備の整備と、消毒・清掃の励行や洗面所等汚染されやすい区画の消毒等清潔で安全な環境の維持に努めることは、営業者の責務である。また、病原性が高い新型コロナウイルスや同様に危険性のある新感染症が発生した場合には、経済への影響を最小化する観点から、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づいて、営業者の責務に適切かつ迅速に対応することを目指す。

また、興行場営業は、娯楽、文化の担い手として重要な役割を果たしている。家庭用ゲーム機、衛星放送、都市型ケータイテレビ等が普及する中で、他の娯楽産業との競争における生き残りを図るため、映画館ならではの大きな魅力を生かして、また、飲食等附属的なサービス等の提供を行うことにより、利用者を魅了する必要がある。特に、シネマコンプレックスとの競争にさらされている単独館については、利用者の要望を調査し、固定客を確保するなど、独自性を発揮し、魅力を増すことが必要である。

さらに、2011年のテレビ放送のデジタル化及び映画制作、配信等に全工程のデジタル化により、今後、配給映画のデジタル化が予想される。映画館においても、これらの対応が求められることが予想される。

また、予想される高騰や世界的な金融危機に伴う経済状況の急変が、顧客の不安定した取組が必須である。衛生水準の向上、各営業者の業務の効率化を図る。自己経営能力に適合した経営形態の実現することを目指す。

化し、自館の付加価値や独自性を高め、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

ア 自館の立地条件、顧客層、資本金、経営能力等の経営上の特質の把握

イ 周辺競合館に関する情報収集と比較

ウ ターゲットとする顧客層の特定

エ 自館のコンセプトの明確化

オ 多様な顧客層の開拓・周知のための企画

カ 飲食等の付帯的サービスの強化

キ 施設の有効活用による収益源の多様化

ク 地域の飲食店等との提携

ケ 若手人材の活用による経営手法の開拓

コ 顧客や地域のニーズに沿った上映時間の見直し

クサ 都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用

(2) サービスの向上及び顧客の確保に関する事項

消費者のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応し、顧客の満足度を向上させるとともに、新たな顧客を獲得することが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。

ア 映画紹介イベントや交流会の開催など映画ファン拡大の施策

イ 年齢、日時、対象者に応じた割引制度の実施

ウ 会員カードの発行

エ スポーツや演劇、コンサートなどのライブ中継など映画作品以外のコンテンツの上映

オ 結婚披露宴などイベント事業の展開

カ 上映リクエスツトの多い映画の上映

キ 関連書籍、DVD、ブルーレイ、キャラクターグッズ等の関連商品の販売

ク 喫茶、売店コーナー等付帯事業の充実

ケ 子育て中の母親など新たな顧客層の開拓のための独自サービスの実施

コ 地域の飲食店等と提携したサービスの提供

クサ 利用者のアンケート箱の設置などによる利用者の要望の調査

シ 優秀な人材の獲得、若手従業員育成・指導、資質向上

セ 魅力ある職場づくり(人との心のチームワーク)

ソ ホムムペーの開設等情報通信技術を活用した積極的な情報発信

ソ 地域域のケーブルテレビ等を活用した広告宣伝

及び効率化を図る。また、営業方針に沿って、重要顧客の確保を講ずる。特に、地方都市では、営業者が変わることなどは、ほぼとて、自館の立地条件、顧客層、経営方針を明確化し、営業方針の増加のため、競争を強いる単独館は、顧客層、資本金、経営能力等の経営上の特質の把握

イ 周辺競合館に関する情報収集と比較

ウ ターゲットとする顧客層の特定

エ 自館のコンセプトの明確化

オ 多様な顧客層の開拓・周知のための企画

カ 飲食等の付帯的サービスの強化

キ 施設の有効活用による収益源の多様化

ク 地域の飲食店等との提携

ケ 若手人材の活用による経営手法の開拓

コ 顧客や地域のニーズに沿った上映時間の見直し

クサ 都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用

消費者のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応し、顧客の満足度を向上させるとともに、新たな顧客を獲得することが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。

ア 映画紹介イベントや交流会の開催など映画ファン拡大の施策

イ 年齢、日時、対象者に応じた割引制度の実施

ウ 会員カードの発行

エ スポーツや演劇、コンサートなどのライブ中継など映画作品以外のコンテンツの上映

オ 結婚披露宴などイベント事業の展開

カ 上映リクエスツトの多い映画の上映

キ 関連書籍、DVD、ブルーレイ、キャラクターグッズ等の関連商品の販売

ク 喫茶、売店コーナー等付帯事業の充実

ケ 子育て中の母親など新たな顧客層の開拓のための独自サービスの実施

コ 地域の飲食店等と提携したサービスの提供

クサ 利用者のアンケート箱の設置などによる利用者の要望の調査

シ 優秀な人材の獲得、若手従業員育成・指導、資質向上

セ 魅力ある職場づくり(人との心のチームワーク)

ソ ホムムペーの開設等情報通信技術を活用した積極的な情報発信

ソ 地域域のケーブルテレビ等を活用した広告宣伝

号) (以下「映画盗撮防止法」という。) が施行され、映画館において録音・録画行為は著作権の侵害となり違法であることについて、利用者へ周知するものとする。

一方、映画の盗撮の防止に関する法律(平成19年法律第65号) (以下「映画盗撮防止法」という。) が施行され、映画館において録音・録画行為は著作権の侵害となり違法であることについて、利用者へ周知するものとする。

タ クレジットカード決済、電子決済の導入・普及

(3) 施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、利用者が清潔かつ衛生的な環境で快適に映画を鑑賞できるよう衛生管理に努めるとともに、近年の省エネ・節電の要請やバリアフリーの視点を踏まえた施設及び設備の改善を図るため、具体的には、以下の事項に取り組むことが期待される。

アイウエオカキクケ

清潔で魅力的な施設に向けた定期的な内外装の改装

快適な椅子の設置

映像・音響設備の改善

デジタル化への対応

3D(立体映画)上映対応

施設の耐震化

高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施

バリアフリー映画への対応

消費者の安全衛生及び従業員の労働安全衛生の観点から

施設の整備・改善

館電・省エネの推進

経営の合理化・効率化のための改善

(4) 従業者の資質の向上に関する事項

従業者の企画、顧客管理、接客等の技術の向上、映写技師の確保を図るため、研修会、講習会等も活用しつつ、その資質の向上を図るとともに、適切な労働条件や健康管理を図る必要がある。

二 1 営業者に対する支援に関する事項

組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次の掲げる事項を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

(1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

営業者に対して衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催、衛生管理に関するパンフレットの作成等に関する指導助言に努めるものとする。

(2) 施設及び設備並びにサービスの改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進等に資するための、施設及び設備の改善に関する指導、助言、情報提供等、必要な支援に努めること。また、高齢者等の利便性を考慮した施設的设计やサービスの提供等について研究を行い、その成果の普及に努めること。

(3) 消費者利益の増進に関する事項

利用者のニーズの多様化に因應するために必要な新技術の研究、催事の開催等利用者に対する映画館営業に関する啓発

ウ 施設及び設備の改善に関する事項

利用者にとつて、清潔で魅力的な施設となるよう、定期的な内外装の改装、快適な椅子の設置、映像・音響設備の改善等に努めるものとする。

映画産業のデジタル化の確立に伴い、デジタルシネマ上映設備、最近注目されている3D(立体映画)上映に必要な機材等のビジネス情報を迅速に把握し、検討することが必要である。

エ 従業者の資質の向上

従業者の企画、顧客管理、接客等の技術の向上、映写技師の確保を図るため、研修会、講習会等も活用しつつ、その資質の向上を図るとともに、適切な労働条件や健康管理を図る必要がある。

二 (一) 組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次の掲げる事項に関する指導助言に努めるものとする。

ア 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

営業者に対して衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催、衛生管理に関するパンフレットの作成等に関する指導助言に努めるものとする。

イ 施設及び設備並びにサービスの改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進等に資するための、施設及び設備の改善に関する指導、助言、情報提供等、必要な支援に努めること。また、高齢者等の利便性を考慮した施設的设计やサービスの提供等について研究を行い、その成果の普及に努めること。

ウ 消費者利益の増進に関する事項

利用者のニーズの多様化に因應するために必要な新技術の研究、催事の開催等利用者に対する映画館営業に関する啓発

活動、共通利用ができて、映画鑑賞券の発行の検討並びに利用者
の動向や意識を把握するたための市場調査及び映画制作会社、
映画配給会社等関連業界に対して映画館の提供に努めると
もともに、国民に対して映画館における映画鑑賞の魅力を宣伝
することに努めること。

(4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

先駆的な経営事例等の合理化及び効率化に必要なる
情報、地域的な経営環境に関する情報並びに業界の将来
の展望に関する情報の収集及び整理並びに営業者に対す
る、映画盗撮防止法の施行により映画館における録音・音
録への著作権の侵害となし、情報提供することともに、国
民に対して映画盗撮防止法の趣旨の伝達に努めるものとす
る。

さらに、映画産業のデジタル化に伴うデジタルシネマへの
移行について、情報提供等による支援に努めるものとす。

(5) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

営業者の特質に応じて作成する接客マニュアルの作成の指
導助言に努めるものとす。

(6) 配給会社等との良好な関係の構築に関する事項

単独館が、配給制度、割引制度等について、配給会社との支
間で良好な関係を築くために行う情報収集及び連絡調整の支
援に努めること。

(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実施に係る指導
助言に努めること。

(8) 従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の労働条件整備、作業環境の改善及び健康管理充実
のための支援、医療保険(国民健康保険又は健康保険)、年金
及び労働者災害補償保険(厚生年金保険)及び労働保険(雇用保
険)の加入等に係る啓発、組合員等の大数
の利用に資する福利厚生(退職金、生命
保険等)の整備及び強化に努めるものとす。
さらに、男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会へ
の適切な対応に配慮した従業者の福祉の充実に努めるものと
す。

(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等
の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努
めること。

**2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼
の向上**

(1) 都道府県指導センター

共通利用ができて、映画鑑賞券の発行の検討並びに利用者
の動向や意識を把握するたための市場調査及び映画制作会社、
映画配給会社等関連業界に対して映画館の提供に努めると
もともに、国民に対して映画館における映画鑑賞の魅力を宣伝
することに努めること。

エ 経営管理の合理化及び効率化に関する事項

先駆的な経営事例等の合理化及び効率化に必要なる
情報、地域的な経営環境に関する情報並びに業界の将来
の展望に関する情報の収集及び整理並びに営業者に対す
る、映画盗撮防止法の施行により映画館における録音・音
録への著作権の侵害となし、情報提供することともに、国
民に対して映画盗撮防止法の趣旨の伝達に努めるものとす
る。

さらに、映画産業のデジタル化に伴うデジタルシネマへの
移行について、情報提供等による支援に努めるものとす。

営業者の特質に応じて作成する接客マニュアルの作成の指
導助言に努めるものとす。

カ 配給会社等との良好な関係の構築に関する事項

単独館が、配給制度、割引制度等について、配給会社との支
間で良好な関係を築くために行う情報収集及び連絡調整の支
援に努めるものとす。

キ 事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実施に係る指導
助言に努めること。

ク 従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の労働条件整備、作業環境の改善及び健康管理充実
のための支援、医療保険(国民健康保険又は健康保険)、年金
及び労働者災害補償保険(厚生年金保険)及び労働保険(雇用保
険)の加入等に係る啓発、組合員等の大数
の利用に資する福利厚生(退職金、生命
保険等)の整備及び強化に努めるものとす。
さらに、男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会へ
の適切な対応に配慮した従業者の福祉の充実に努めるものと
す。

ケ 事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ、成功事例等の
経営知識の情報提供に努めるものとす。

**(二) 行政施策及び政策金融による営業者への支援並びに利用者の
信頼の向上**

ア 都道府県指導センターにおいては、組合との連携を密にし、

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

アイウエオ

アイ 利用者に対する経営改善の具体的な指導、助言等の支援

ウ 利用者からの苦情及び要望の営業者への伝達

エ 利用者の信頼の向上に向けた積極的な取組

オ 都道府県（保健所）と連携した組合加入促進に向けた取組

オ 連合会及び都道府県と連携した振興計画を未策定の組合に対する指導・支援

(2) **全国指導センター**

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

アイウエオ

ア 営業者の経営改革の取り組みに役立つ情報の収集・整理

イ 情報提供

ウ マニュアルの作成

エ マネジメントの作成

オ 効果測定及び政策提言機能の強化

(3) **国及び都道府県**

興行場営業に対する利用者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

アイウ

ア 興行場に関する指導監督

イ 興行場に関する情報提供その他必要な支援

ウ 災害・新型インフルエンザ発生時等における適時、適切な対策の実施

(4) **日本政策金融公庫**

営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

アイウ

ア 営業者が利用しやすい融資の実施

イ 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供

ウ 災害時等における速やかな相談窓口の設置

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

興行場営業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全や高齢化社会等への対応、地域と共生、東日本大震災への対応といった課題に配慮していくことが要請される。個々の事業者と取り組むが中心となる課題と、関係者が営業に適切に対応することを期望される。

環境の保全及び省エネルギーの強化

営業者に対する経営改善のため経営指導員、経営特別相談員等による苦情の伝達、利用者からの苦情の伝達、その営業に反響させるなど、利用者の信頼の向上に積極的に取り組むものとする。

また、保健所と連携し、新規開業者及び未加入事業者に対する組合加入促進策を講じるものとする。

イ 財団法人全国生活衛生営業指導センター（昭和55年3月24日に財団法人全国環境衛生営業指導センターという名称で設立された法人をいう。）においては、アの都道府県指導センターの経営改善の取組に役立つ情報の収集及び整備、営業者に対するこれら情報の提供、苦情処理マニュアルの作成等に積極的な取り組みを要する。

ウ 国、都道府県等においては、興行場営業の健全な振興を図る観点から、興行場法等関係法令の施行業務等を通じ、営業者に対し、興行場に関する指導監督、情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

エ 日本政策金融公庫においては、施設及び設備の改善等について、営業者等が利用しやすい生活衛生資金貸付による融資の実施、災害時における相談窓口の設置等必要な支援を行うことと、生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び関係団体への情報提供に努めるものとする。

第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

— 環境保全及び省エネルギーの強化

1 営業者に期待される役割

- (1) 省エネルギー対応の空調設備、太陽光発電設備等の導入
- (2) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (3) 廃棄物の最小化、分別回収の実施
- (4) 温室効果ガス排出の抑制

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 廃棄物の最小化、分別回収の普及啓発
- (2) 業種を超えた組合間で相互に協力

3 日本政策金融公庫に期待される役割

- (1) 融資の実施等による営業者の支援

二 少子・高齢化社会等への対応

1 営業者に期待される役割

営業者は、高齢者や障害者、妊産婦、子育て・共働き世帯が住みやすい地域社会で安心して生活を取り組むことに努めること。

- (1) 積極的なバリアフリー対策の実施
- (2) 車椅子用の鑑賞スペースの確保
- (3) バリアフリー映画の普及に向けた取組
- (4) 託児施設との連携
- (5) エアコンの設置
- (6) 身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
- (7) 従業員に対する教育及び研修の充実・強化
- (8) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
- (9) 受動喫煙の防止
- (10) 高齢者、障害者、妊産婦等への優しい環境の実現

2 組合及び連合会に期待される役割

高齢者に係る研究の実施

3 日本政策金融公庫に期待される役割

- (1) 融資の実施等による営業者の支援

三 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1 営業者に期待される役割

営業者は、地域住民及び営業の存在、提供する商品と、地域の活性化に貢献すること。

- (1) 地域の街づくりへの積極的な参加

営業者は、営業活動に伴って発生する廃棄物を少なくするよう努力す。また、必要に応じて、分別回収に協力し、地域の環境に悪影響を及ぼさないよう、地球環境保護のため、店舗の改修、機器の購入及び更新に際しては、省エネルギー性能の高い機器の導入について配慮し、温室効果ガス排出の抑制に努めるものとする。

二 少子・高齢化社会等への対応

営業者は、高齢者や障害者が住みやすい地域社会で安心して生活できるように、バリアフリーの確保など、積極的に取り組むこと。また、児童館や託児所、子育て支援センターの設置等により、子育て世代のニーズに応じたサービスを提供すること。また、児童館や託児所、子育て支援センターの設置等により、子育て世代のニーズに応じたサービスを提供すること。

このほか、営業者は、利用者が高齢化することを考慮した従業員への教育及び研修に努め、また、高齢者、障害者、妊産婦等に優しい環境の実現、受動喫煙の防止等について取り組むことが必要である。

三 地域との共生

営業者は、地域社会において積極的に参加し、地域住民の生活の向上に貢献すること。また、地域社会の活性化に貢献すること。また、地域社会の活性化に貢献すること。

とが期待される。また、業種を超えて相互に協力を推進し、地域における特色のある取組を支援することが期待される。

- ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
- イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出
- (2) 地域との連携による災害時の帰宅困難者への支援
- (3) 福祉施設等での移動映画の上映
- (4) 共同ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
- (5) 地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力
- (6) 青少年への風紀面での配慮
- (7) 災害対応能力の維持向上
- 2 **組合及び連合会に期待される役割**
- (1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
- (2) 業種を超えた相互協力の推進
- (3) 地域における特色ある取組みの支援
- (4) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
- (5) 商店街役員への興行場営業の若手経営者の登用

四 東日本大震災への対応

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取り組みを進めていくこと。

- 1 **営業者に期待される役割**
- (1) 被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下の役割発揮
- (2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
- (3) 節電・省エネへの適切な対応
- 2 **組合及び連合会に期待される役割**
- (1) 同業者による支え合い(太い「絆」で再強化)
- (2) 節電啓発や節電行動に対する支援
- (3) 節電に資する共同利用施設(共同蓄電設備等)の設置
- 3 **国及び都道府県**
- 東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取り組みに努めること。
- (1) 被災営業者の営業再開のための施策
- (2) 東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策
- 4 **日本政策金融公庫に期待される役割**
- 被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融

